

令和5年小千谷市教育委員会第2回定例会 会議録

1. 開会・閉会日時

令和5年2月21日（金）午後3時55分

2. 場所

健康・こどもプラザ会議室

3. 出席構成員

教 育 長：松井周之輔

委 員：鈴木進五 和田正樹 吉井純子 高野瑞恵

関係職員：学校教育課 長谷川課長 林課長補佐 岩田参事 上村参事 篠田学事係長

佐藤庶務係長

生涯学習課 佐藤課長 近藤課長補佐 佐藤室長 島峰管理係長 大淵社会教育係長

高橋図書係長

4. 議題

日程1 令和5年 第1回定例会議事録の承認について

承認

日程2 議案第 5号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和4年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第8号）について）

原案のとおり承認

議案第 6号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和4年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第9号）について）

原案のとおり承認

議案第 7号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和5年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について）

原案のとおり承認

議案第 8号 小千谷市立学校医療的ケア実施要綱の制定について

原案のとおり承認

日程3 報告 ・月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について

月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について日程を確認。

日程4 協議 ・次回の定例教育委員会開催日について

次回、令和5年第3回定例会は3月20日（月）午後4時から健康・こどもプラザ会議室にて開催することで決定。

午後4時40分閉会

（以下、非公開）

日程5 議案第 9号 令和5年度管理職教職員人事異動の内申について

午後4時53分閉会

引続き、令和5年小千谷市教育委員会第2回協議会 開催

午後5時05分閉会

令和5年 小千谷市教育委員会第2回定例会議事録

開会・閉会日時	令和5年2月21日（火）午後3時55分～午後4時40分
場 所	健康・こどもプラザ会議室
出席構成員	松井周之輔 鈴木進五 和田正樹 吉井純子 高野瑞恵
欠席構成員	
関係職員	学校教育課 長谷川課長 林課長補佐 岩田参事 上村参事 篠田学事係長 佐藤庶務係長 生涯学習課 佐藤課長 近藤課長補佐 佐藤室長 島峰管理係長 大渕社会教育係長 高橋図書係長
議事録作成者	学校教育課 佐藤庶務係長
議 題	(公開) 日程1 令和5年 第1回定例会議事録の承認について 日程2 議案第5号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和4年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第8号）について）） 議案第6号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和4年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第9号）について）） 議案第7号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和5年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について）） 議案第8号 小千谷市立学校医療的ケア実施要綱の制定について 日程3 報 告 月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について 日程4 協 議 次回の定例教育委員会開催日について
傍 聴 者	0名

発 言 者	内 容
松井教育長	<p>これより小千谷市教育委員会第2回定例会を開催します。 ただいま出席者数5名で定足数に達しています。本定例会に提案された会議の案件並びに本日の議事日程は、ご案内のとおりです。</p>
松井教育長	<p>日程1 令和5年第1回定例会議事録の承認について を上程します。事務局から何か修正等ありましたらお願いします。</p> <p>(事務局なし)</p>
松井教育長	<p>委員の皆さんから何か修正等ありますでしょうか。</p> <p>(全委員 なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議事録を承認することよろしいでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、第1回定例会の議事録を承認することとします。</p>
松井教育長	<p>次に日程2、議案第5号、議案第6号及び議案第7号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について)を一括して上程いたします。内容は、「令和4年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第8号)について」、令和4年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第9号)について」及び「令和5年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)当初予算について」であります。事務局より説明をお願いします。</p>
長谷川課長	<p>議案第5号についてご説明いたします。</p> <p>本案は、令和4年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算に関して、原案どおり了承するとして、令和5年1月13日付けで臨時代理したものです。</p> <p>この補正予算は、昨年9月に静岡で園児がバス車内に長時間置き去りにされ、亡くなったという痛ましい事故がありましたが、そうした事故を防ぐため、国は新たに子どものバス送迎に関する安全徹底のプランを作成し、対象となる児童の送迎用スクールバスに置き去り防止装置の設置を義務付け、また設置費用に対し補助制度を創設しました。その制度を活用し、当市が管理するスクールバスに置き去り防止装置を取り付けるための経費の補正であります。</p> <p>本日追加でお配りした、議案第5号別紙資料「専決処分書」をご覧ください。置き去り防止装置に係る国の補助金については、県を経由して市町村に交付されますが、県は12月に既にそちらを予算化している関係などから、当市でも、3月の市議会定例会での議決を待たずして予算措置したいことから、地方自治法第179条第1項本文の規定により、1月13日で専決処分する、としたものであります。</p> <p>議案第5号別紙「令和4年度小千谷市一般会計補正予算(第8号)」をご覧ください。教育委員会関連として、まず歳出ですが、10款教育費4項特別支援学校費2目教育振興費、特別支援学校教育振興経費・車両用備品購入費で54万円の増額補正であります。国の置き去り防止装置を設置する対象として義務化されたのは、特別支援学校のスクールバスでありまして、現在、総合支援学校では、合計3台を運行しておりますが、そちらへの装置の取り付け費用も含め、装置の1台あたりの購入代金18万円の3台分ということで54万円の増</p>

額補正であります。

続きまして、歳入を説明します。15款国庫支出金、2項国庫補助金の5目教育費補助金、4節特別支援学校費補助金、「こどもの安心・安全対策支援事業費補助金」54万円の増額補正でありまして、歳出と同額が国から補助金として入ってくる、という内容の補正となっております。

議案第5号の説明は以上です。

議案第6号についてご説明いたします。

本案は、令和4年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算に関して、原案どおり了承するとして、令和5年2月14日付けで、臨時代理したものです。

こちらの補正予算はこの3月の市議会定例会に上程するものです。今回の補正予算は、令和4年度で実施しております小千谷中学校の長寿命化改良工事の設計委託料の増額及び近年の児童生徒数の増とそれに伴う教職員数の増に対応するための総合支援学校の職員室等の増築工事予算の計上であります。

まず歳出ですが、10款教育費3項中学校費3目学校建築費、中学校施設整備事業、設計業務委託料140万円の増額補正であり、小千谷中学校長寿命化改良工事設計業務委託料について、設計の過程で建物の構造計算の必要が生じたことなどによる増額であります。

次に、4項特別支援学校費1目学校管理費、特別支援学校管理経費、校舎等整備工事について1億9千万円の補正であります。

続きまして、歳入を説明します。こちらは特別支援学校の校舎整備に係る国からの補助金関係となります。15款国庫支出金1項国庫負担金4目教育費負担金、特別支援学校費負担金、公立学校施設整備費負担金（※小・中学校分）で1,942万3千円の補正、その下の、2項国庫補助金5目教育費補助金、特別支援学校費補助金、学校施設環境改善交付金（※高等部分）で855万3千円の補正です。

続きまして次の10・11ページをお開きください。こちらは谷中の設計と総合支援学校の整備工事に対して市が借りる借金ということになります。22款市債1項市債5目教育債、1節学校施設整備事業債、学校施設整備事業110万円は谷中の設計委託料の増額補正分、その下の2節、特別支援学校整備事業債、特別支援学校整備事業8,780万円は特別支援学校施設整備事業分の市債です。

関連して、4ページをご覧ください。下の方の表、第3表 地方債の補正であり、今ほどの市債、学校施設整備事業、谷中分及び特別支援学校整備事業において、借り入れる限度額を増額したいとするものであります。

また、特別支援学校整備事業1億9千万円と、先程説明した、議案第5号でのバス置き去り防止装置の購入費用54万円は、全額を令和5年度に繰越をして、4月以降に実施したいとするものでして、次の5ページ、第5表 繰越明許費の10款教育費4項特別支援学校費で予算の繰越をお願いしたいとするものであります。

議案第6号の補正予算の説明は以上です。

議案第7号についてご説明いたします。

本案は、令和5年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算に関して、原案どおり了承するとして、令和4年2月21日付けで、臨時代理したものです。

まず初めに令和5年度は、機構改革により教育委員会は、現在の学校教育課と、市長部局の健康未来こども課のうち、主に保育園関係を所管する、保育係を加えた教育・保育課の1つの課のみの体制となります。一方で、現在教育委

員会に所属する生涯学習課は、文化・スポーツ課、あるいはにぎわい交流課に引き継がれ、市長部局に移管となります。

本議案は、令和5年度の教育委員会所管の当初予算でありますので、現在の学校教育課及び保育係が所管することになる新年度予算についてご説明いたしますのでご理解いただきますようお願いいたします。

現在の学校教育課関係の予算案について説明いたします。

議案第7号別紙資料をご覧ください。「令和5年度小千谷市予算案及び主要事業の概要」の10款の教育費関係の主要事業が記載されていますが、そちらをご覧ください。事業名、予算額、事業の概要を記載してあります。主管課名が新年度から教育・保育課に代わりますので、教育・保育課、カッコ書きで学校教育課と記載してありますが、そちらの関係の主要事業について、拡充及び新規の事業を説明いたします。

まず、3番ですが、特別支援教育指導主事配置事業です。こちらにつきましては、近年増加傾向にあります、特別な支援を必要とする児童生徒への対応として、そうした子どもたちの就学先の決定、つまり、総合支援学校がよいか、各学校の特別支援学級が適切か、また通常学級に在籍しつつ支援するのがよいか、就学先を決めたり、またそうした子どもたちへの日常的な支援のため、専門的な知識を有する指導主事を教育委員会内に配置するものです。

次に6番、通級指導教室設置事業であります。通常学級に在籍する、支援が必要な児童生徒についての支援を拡充するものです。通級指導教室は、令和4年度現在、小千谷小学校と小千谷中学校に設置されていますが、通常学級に在籍する子どもたちで、感情のコントロールや友達とのコミュニケーションがとれないなどの、発達障害の関する支援や、ことばの発達に遅れに関する支援が必要な子どもたちが、週に1～2時間通ってきて、指導を受けることができる教室です。設置されている谷小、谷中の児童生徒だけでなく、市内の各学校から、谷小、谷中の通級指導教室に通って指導を受けております。そちらへは保護者が送迎していますが、送迎の負担なども現実的にありまして、通級教室の新たな開設希望をとりましたところ、一定程度の人数の要望がありました、東小、千田小、片貝小に新規に通級指導教室を開設することとなりました。新たに教室を開設するために必要な備品や消耗品などの経費の計上であります。

次に14番、小千谷中学校の長寿命化改良工事などの、小・中学校の校舎等の維持改修工事費で、このうち谷中分は約8億5千万円となっております。

次に18番、医療的ケア児支援事業であります。こちらは次に説明する議案第8号の医療的ケア実施要綱でも説明いたしますが、学校活動において医療的なケア、一般的にはたんの吸引や口から栄養を十分に摂取できずに、管を通した栄養摂取などですが、そうした行為が必要な総合支援学校の生徒に対し、支援するものです。普段の学校生活の時間内には学校で行う必要はないのですが、この生徒が5年度に修学旅行に行きますので、その際に医療的なケアを修学旅行の出先で行う必要があり、そうした際に、専門の看護師資格を有する方に対応していただくための経費となります。

次に32番、地元産良質米差額負担金でありまして、学校給食に地元産コシヒカリを提供する経費の一部を負担するものです。以前より、市内の学校給食米は、小千谷産のコシヒカリを通常販売されるコシヒカリより安価で提供しておりました。近年、学校給食米価格と、通常のコシヒカリ価格との差が大きくなり、現在の学校給食米の価格を維持したままコシヒカリを提供し続けるのが難しくなりましたので、その差額について、市とJAで半分ずつ負担するものです。

次に33番、学校給食費補助事業です。令和4年度も、年度途中で補正予算を編成し、対応しましたが、近年の物価高騰に伴う保護者負担の軽減のため、学校給食費に対して、令和4年度と同様に、一食あたり10円の補助を行うも

	<p>のです。</p> <p>現在の学校教育課が所管することになる予算の説明は以上となります。なお、現在の生涯学習課所管の予算、10款関係のそのほかの予算も記載されておりますので、ご確認いただき、ご質問などがあれば、ご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、次に、新たに教育委員会所管となる保育関係の予算について説明いたします。主管課欄に「教育・保育課（健康未来こども課）」と記載されている事業が、新年度の教育委員会関係予算となります。同じく、拡充及び新規の事業を説明いたします。</p> <p>まず23番、市立保育園運営事業でありまして、こちらは市内に9園あります、市立の保育園の運営に係る経費全般であります。令和5年度は早朝保育、7時15分から7時30分と、延長保育、午後6時30分から7時までにかかる延長保育利用料の無償化をすることとしております。</p> <p>次に26番、子ども・子育て支援事業、認定こども園施設整備事業でありまして、こちらは、市内の私立ひばり認定こども園の園舎立て替え工事に係る補助金であります。</p> <p>次に28番、放課後児童健全育成事業であります。こちらは学童クラブに対する運営費等の補助として、補助基準単価の見直しにより補助金が増額となっております。また、令和5年度は新規開設クラブの予定もあり、そちらへの補助も予定しております。</p> <p>次に29番、放課後児童健全育成事業の多子世帯支援事業であります。学童クラブに兄弟が在籍している場合、第2子以降の利用料を半額に減免することへの補助金の計上であります。</p>
松井教育長	<p>議案第5号、6号及び7号について、委員の皆さんから何か質問などありますでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>訪問の度に総合支援学校の職員室が狭いという声を聞いています。今回の工事は職員室を増築するものですか。</p>
長谷川課長	<p>職員室をグラウンド側に増築し、拡張します。また併せて教室、トイレも増築を行います。</p>
吉井委員	<p>医療的ケア実施はR5年度限りなののでしょうか。</p>
長谷川課長	<p>R5年度は総合支援学校の修学旅行において必要な生徒がおりますので、必要予算を計上しておりますが、今後の対応も含めこの後、要綱制定を説明させていただきます。</p>
和田委員	<p>保育園関連で大きなお金が動いているのだと感じています。市立保育園運営事業では8億の金額になっていますが、無償化を行う代わりにそれに係る人件費を市で負担するという意味合いなののでしょうか。</p>
長谷川課長	<p>事業全体としては早朝・延長保育の無償化の影響はそれほど大きくはありませんが、8億のうち保育士の配置に係る人件費の割合が大部分を占める形となっております。</p>
松井教育長	<p>他に委員の皆さんから何か質問などありますでしょうか。</p>

松井教育長	<p>(全委員 なし)</p> <p>それでは、議案第5号、6号及び7号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p>
松井教育長	<p>(全委員 異議なし)</p> <p>それでは、議案第5号、6号及び7号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>次に、議案第8号 小千谷市立学校医療的ケア実施要綱の制定について を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
長谷川課長	<p>この要綱は、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する小千谷市立小学校、中学校及び総合支援学校において、医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるため制定するものです。</p> <p>医療的ケアとは、一般的には医療機関以外の場所、学校や自宅などで日常的に継続して行われる、痰の吸引や経管栄養、インスリン注射などの行為をさします。そうした対応が必要な児童生徒は全国的に年々増加傾向にあると言われておりまして、そのような状況などを踏まえ、令和3年6月に法律「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。そこでは、学校の設置者すなわち教育委員会は、その学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対し、支援を行う責務を有する、とされました。そのようなことを踏まえ、当市におきましても、学校における医療的ケアの実施に関する要綱を定めたいものでもあります。</p> <p>それでは、要綱について説明いたします。</p> <p>第1条は本要綱の趣旨であります。</p> <p>第2条は医療的ケアの定義でありまして、本要綱の4条から12条に基づいて行う日常かつ応急的な手当てをいう、とするものであります。</p> <p>第3条はその医療的ケア対象者の定義として、保護者から申請があり、主治医の意見に基づき、学校に設置される医療的ケア検討委員会を経て校長が認めた児童生徒とする、というものであります。</p> <p>第4条は医療的ケアの範囲を定義するものであり、喀痰吸引や経管栄養などで、校長が実施を認めたものとするものであります。先ほどの当初予算で説明しました修学旅行時の対応、経管栄養ということになりまして、本要綱の対象となるものであります。</p> <p>第5条は学校に設置される検討委員会についてであります。</p> <p>第6条は医療的ケアの実施者についてでありまして、看護師資格を有する者、です。</p> <p>以下、申請、緊急時への対応、研修、第10条では、学校で実施要領を定めること、第12条では経費負担の区分について定義しております。</p>
和田委員	<p>医療的ケアが必要な児童生徒が入学してきた場合は、このような対応が必要だということで大変な対応だと思います。</p> <p>今まで学校現場では医療的ケアに近い対応は行ってきたのか、それともまったく措置されずにいたものを法律により行えるようにしたということなのか。</p>
長谷川課長	<p>今まで医療的ケアが必要な子どもがいた場合、小千谷市の総合支援学校では</p>

	なく他市の総合支援学校に入学したのではないかと思います。今後は、法律の改正により医療的ケアが必要なだけで学校が制限されることがないように対応していきたいと考えています。
松井教育長	長岡の総合支援学校では受入れできる体制になっています。過去に小千谷中学校で首が座らない状態の生徒の対応のため支援員を増員して対応したことはありますが、吸引などの医療的ケアの事例はありませんでした。
鈴木委員	学校給食で食物アレルギーを起こした場合、教員が対応できることになりましたが、このケースも特定行為に含まれるのでしょうか。
松井教育長	食物アレルギーは、医療的ケアとは異なるケースになります。
鈴木委員	要綱には、教員が特定行為従事者認定を受ければケアの実施者になれるとありますが、学校現場も大変になるだろうと思います。
松井教育長	長岡市では実際に看護師を配置しなければいけない学校もあるようですが、県と連携して実施できないか検討しているようです。
松井教育長	他に委員の皆さんから何か質問などありますでしょうか。 (全委員 なし)
松井教育長	それでは、議案第8号につきましてご承認いただけますでしょうか。 (全委員 異議なし)
松井教育長	それでは、議案第8号につきましてご承認いただきました。
松井教育長	次に、日程3 報告に移ります。月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について を上程します。本日配付の資料をご確認ください。事務局より修正や追加説明があればお願いします。 (事務局なし)
松井教育長	委員の皆さんから何かご報告などありましたらお願いいたします。 (全委員 なし)
松井教育長	次に、日程4 協議に移ります。次回の定例教育委員会開催日につきまして上程します。事務局より3月22日(水)午後3時から、健康・こどもプラザ会議室で開催する案となっています。委員の皆さんはいかがでしょう。 (各委員日程確認)
松井教育長	それでは、次回第3回定例会は、3月20日(月)午後4時から、健康・こどもプラザ会議室にて開催することとします。
松井教育長	以上で公開案件は全て終了しました。

上記委員会の次第を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年3月20日

小千谷市教育委員会

教育長